

資料1

1. これまでに生じた水質事故の概要及び県内における発生状況について

愛知県環境部水地盤環境課

規制・土壌グループの事務所掌のご紹介(一部抜粋)

- ・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境保全のための指導及び規制に関すること
- ・水質汚濁及び土壌汚染に係る公害の苦情相談に関すること
- ・水質汚濁監視施設(発生源系)に関すること
- ・地下水質の常時監視及び測定に関すること

(1)水質事故とは？

水質事故とは、工場からの油の流出や、排水処理の不具合等による異常排水の流出等、公共用水域(河川や海など)の水質に悪影響を及ぼしうる事故のことです。

水質事故が発生すると、魚が死んだり、利水が停止したりと、場合によっては大きな影響が出る場合があります。



油流出



魚類へい死

様々な水質事故がある(油、魚へい死、泡、着色、等々)

(2)大規模な水質事故の事例

～利根川水系におけるホルムアルデヒドによる取水障害～

【概要】平成24年5月、利根川水系の浄水場において、毒性のある有機化合物であるホルムアルデヒドが水道水質基準(0.08mg/L)を超えて検出。

【原因】埼玉県内の化学メーカーから依頼を受けた産廃処理業者が、廃液を処理し河川に放流。廃液処理の過程でヘキサメチレンテトラミンが十分分解されず、浄水場にて塩素と反応し、ホルムアルデヒドが生成。

【影響】1都4県に及ぶ広範囲で取水障害が発生。



(3) 水質事故が発生すると...

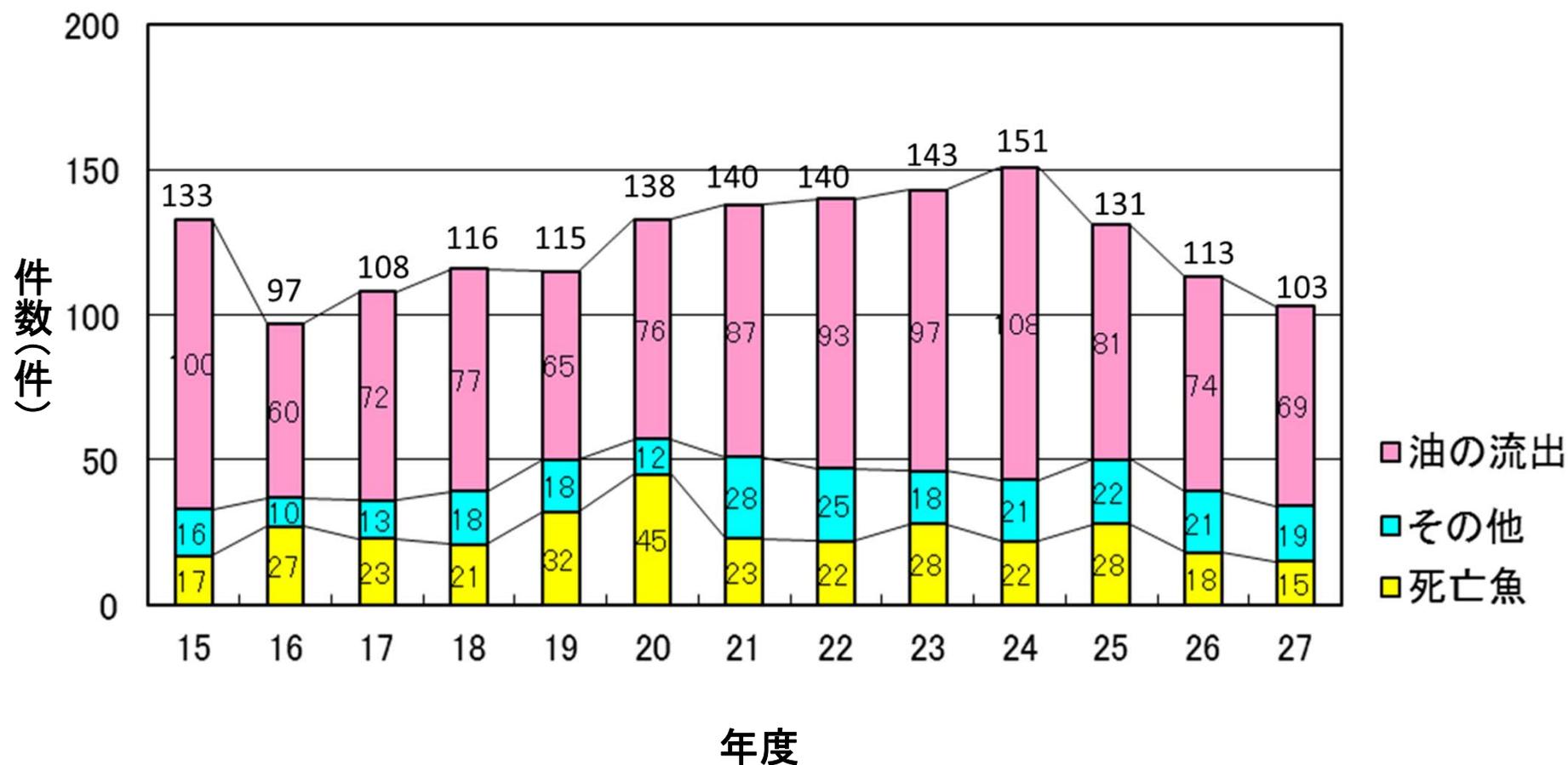
水質事故は原因者の責任となります。原因者は、直ちに事故の連絡を行うとともに、流出防止のための措置を行う必要があります。



関係者(原因者、利水者、行政、県民)全員にとって利点なし

(4) 愛知県における水質事故発生状況①

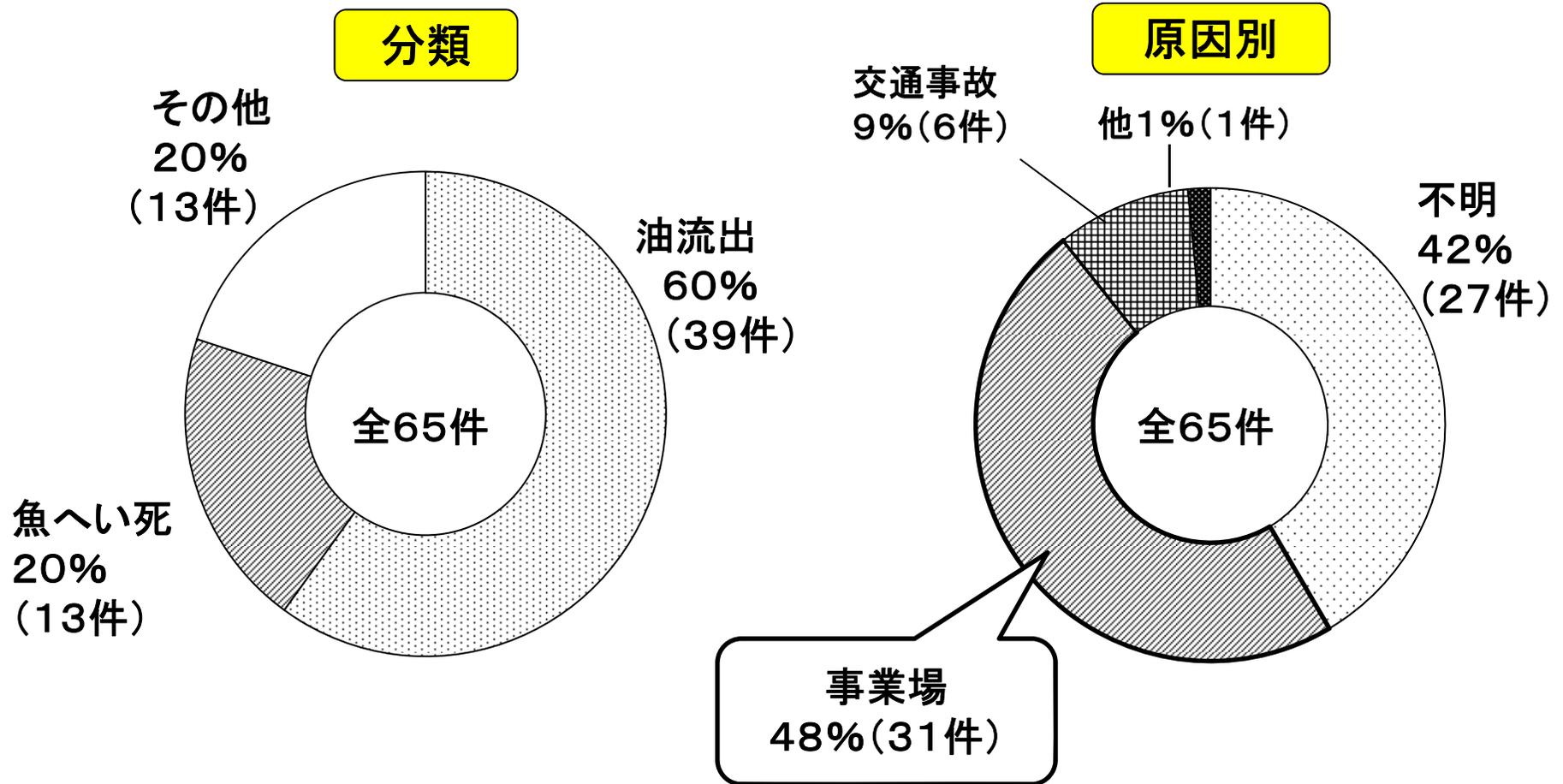
【年度別の水質事故通報受理件数(※県での受理分に限る)】



愛知県においても、例年100件程度の水質事故が発生

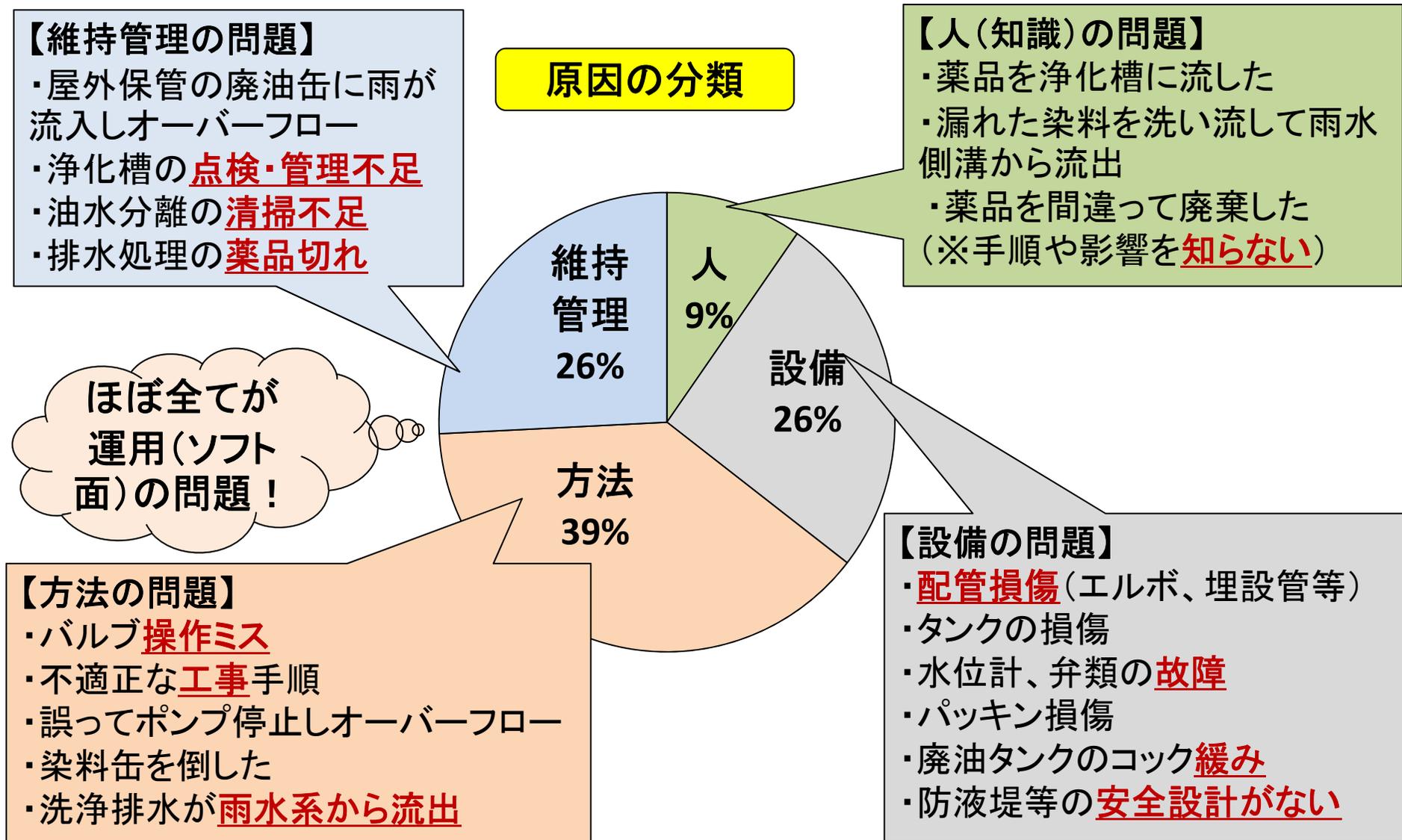
(5) 愛知県における水質事故発生状況②

(※平成27年度県所管分より)



事業活動に起因する事故が、全体の半分程度を占める

(6) 愛知県における水質事故発生状況③



多くは適正な作業方法、運用、設備により未然防止が可能

(7)水質汚濁防止法(抜粋①)

(事業者の責務)

第14条の4

事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じるようにしなければならない。

汚水等の流出による公共用水域や地下水の水質の汚濁(水質事故)の防止は、法で規定されている

(7)水質汚濁防止法(抜粋②)

(無過失責任)

第19条

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。



有害物質の流出により人の生命や身体に害を与えたときには損害賠償責任が発生する

(8) 河川法(抜粋)

(原因者負担金)

第67条

河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

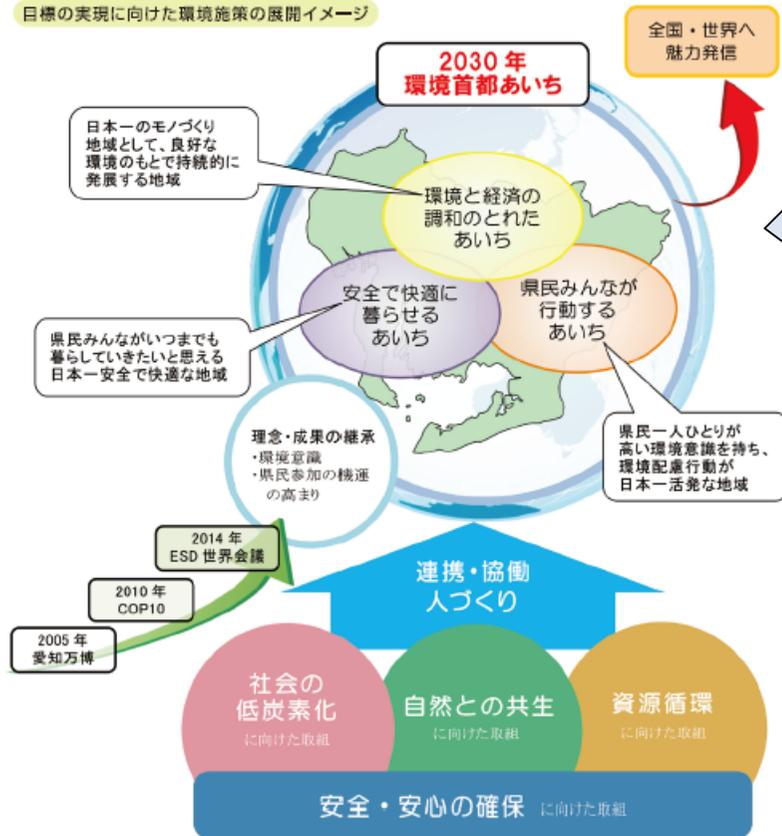


河川管理者は水質事故を起こした原因者に、対策及び処置に要した費用を求めることができる

(9) 水質事故をなくすために

愛知県においては、第4次愛知県環境基本計画に基づき、「環境首都あいち」の実現を目指している

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



安全・安心の確保に向けた取り組み分野(一部抜粋)

- 事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減
- 健康で安全なくらしができる環境の確保
- 非常時の環境汚染に対する体制の構築
- 身近な環境における気づきと行動の促進
- 環境学習の総合的な推進

過去の事例からPDCAサイクルを回し、事業者の皆様と共に水質事故の未然防止を図ることで、県内の安全・安心を確保していきたい